

第 1 章

計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

日本国憲法は、「基本的人権の享有」、「個人の尊重」、「法の下での平等」、「個人の尊厳と両性の本質的平等」を掲げ、国民の基本的人権を保障し、性による差別をはじめ、あらゆる差別を否定しています。また、「男女共同参画社会基本法[※]」は、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題」としています。

本市は、男女共同参画社会の実現に向けて、これまで様々な取組を推進してきました。しかし、少子高齢化の進展と人口減少社会の到来、不安定な経済情勢、情報化の進展、加速する国際化、価値観やライフスタイルの多様化など、今日の私たちを取り巻く社会経済環境は急速に変化しています。また、東日本大震災の発生を機に、安全・安心への意識が急速に高まっているなど、社会経済環境の変化に伴う新たな課題が生じています。

このような状況を踏まえ、平成26年度まで推進してきた「武蔵村山市第二次男女共同参画計画」の施策を継承・発展させながら、男女共同参画社会の形成を更に促進するために、「武蔵村山市第三次男女共同参画計画」を策定します。

2 計画の背景

(1) 世界の動き

1995年に北京において第4回世界女性会議が開催され、女性の地位向上のために世界各国が取り組むべき課題と具体策を示した「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。15年後の2010年3月には、「第54回国連婦人の地位委員会（北京+15）」が開催され、「国連機能強化におけるジェンダー^{※4}機関の統合」等の決議が採択されました。

これを受けて、2011年1月には国連の四つの機関を統合・強化する形で、ジェンダー平等と女性のエンパワーメント[※]のための国連機関「UN Women」が活動を開始しました。「UN Women」は、世界、地域、国レベルでのジェンダー平等と女性のエンパワーメントに向けた活動をリード、支援、統合する役割を果たしています。なお、「UN Women」はアジア初の事務所である日本事務所を2015年度に東京都内に開設することを決めました。

(2) 日本の動き

政府は、男女共同参画社会基本法に基づく基本計画として、平成22年12月に「第3次男女共同参画基本計画」を閣議決定しました。この計画では、新たに「男性、子どもにとっての男女共同参画」、「貧困など生活上の困難に直面する男女への支援」、「高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備」、「科学技術・学術分野における男女共同参画」及び「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」が重点分野とされ、具体的な成果目標を設定しています。

社会情勢が変化する中で、男女共同参画を取り巻く課題も多様化していることから、近年「雇用

の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法[※]）、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法[※]）」、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法[※]）」が改正されるなど、様々な制度の整備が進められています。

（３）東京都の動き

東京都は、全ての都民が性別にかかわらず個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動に参画し、責任を分かち合う男女平等参画社会の実現を目指し、全国に先駆けて平成12年に「東京都男女平等参画基本条例」を制定しました。この条例に基づき、平成24年に「チャンス&サポートプラン2012」が策定されています。同プランでは、働く場における男女平等参画の促進、仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現、特別な配慮を必要とする男女への支援、配偶者からの暴力の防止の4点が重点課題とされており、都民及び事業者との連携・協力により、男女平等参画施策を総合的・計画的に推進しています。

配偶者からの暴力に関しては、「東京都配偶者暴力対策基本計画」が平成24年に改訂されており、「暴力の未然防止と早期発見のための施策の充実」、「相談から自立まで被害者の視点に立った支援体制の強化」、「区市町村における配偶者暴力対策の一層の充実」が施策推進上の中心的視点とされています。

（４）本市の動き

本市では、平成12年に「武蔵村山市男女共同参画計画」（計画期間：平成12年度～平成21年度）、平成22年に「武蔵村山市第二次男女共同参画計画」（計画期間：平成22年度～平成26年度）を策定し、男女共同参画社会の実現に努めてきました。この間、平成18年9月には緑が丘ふれあいセンター内に男女共同参画センターを設置し、男女共同参画に関する情報の提供や相談業務、地域で活動する団体に対する活動場所の提供等を男女共同参画社会の形成の促進を図るために行っています。

しかし、平成25年度に実施した市民意識調査の結果からは、社会全体として「女性に比べて男性が優遇されている」という意識が強いこと等が分かりました。市民の男女共同参画意識の定着は未だ途上であるといえます。

3 第二次計画の推進状況

第二次計画では、事業実施の成果を把握し、その着実な推進を図り、実効性を確保するため、毎年度、事業の推進状況の調査（5段階）を行ってきました。

これは、計画で位置付けた112の事業について、各事業所管課が個別に自己評価を行い、成果と課題を明らかにするものです。

◎ 第二次計画の四つの基本目標

- 目標1 男女平等の意識づくり
- 目標2 男女の人権の尊重
- 目標3 ワーク・ライフ・バランス[※]の推進
- 目標4 あらゆる分野への男女共同参画の推進

【所管課による自己評価の区分】

A	事業を実施し、市民等から反響、要望等が多く大きな成果が得られている。
B	事業を実施し、具体的な成果が得られている。
C	事業を実施しているが、具体的な成果は得られていない。
D	今後事業を実施するために検討していく。
E	事業の予定及び検討をしていない。

これまでに取り組んできた事業の進捗状況と主な課題は次のとおりです。

(1) 目標別の状況

目標1 男女平等の意識づくり

平成25年度時点で事業を実施し、成果が得られている「A」、「B」に該当する事業については、64.9%を占めています。平成18年度に開設した男女共同参画センターの愛称を「ゆーあい」として、市民から親しみやすい男女共同参画センターとすることができました。また、市民文化祭や村山デエダラまつり開催期間中に男女共同参画パネル展及びアンケート調査を実施し、多くの市民の男女共同参画に関する意識啓発を図りました。

一方、「D」、「E」に該当する事業は18.9%であり、幼稚園・保育園の教職員に対する研修や男女平等に関する職員の意識・実態調査、市内事業所と男女共同参画センター「ゆーあい」が協働した事業等については、実施することができませんでした。

目標2 男女の人権の尊重

平成25年度時点で事業を実施し、成果が得られている「A」、「B」に該当する事業については、53.8%を占めています。人権週間[※]期間にパネル展及び講演会を実施し、互いの性を理解し尊重する意識の醸成を図りました。また、配偶者等からの暴力(DV[※])については、被害者に係る情報管理を徹底して、二次被害の防止に努めました。

一方、「D」に該当する事業は34.6%を占めており、DVに関する講座・講演会の開催、外国語や点字による啓発資料の作成、男性被害者への対応等については、実施することができませんでした。

目標3 ワーク・ライフ・バランスの推進

平成25年度時点で事業を実施し、成果が得られている「A」、「B」に該当する事業について

は、69.6%を占めています。男性の家事・育児への参画のモデルケースとしてイクメン[※]パネル展を実施したほか、各種講座に多くの市民が参加しました。また、自治会活動を支援し、地域の活性化を図ることにより、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指しました。

一方、「D」、「E」に該当する事業は18.2%であり、ワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定や土日祝日勤務の労働者への育児支援としての休日保育等については、実施することができませんでした。

目標4 あらゆる分野への男女共同参画の推進

平成25年度時点で事業を実施し、成果が得られている「A」、「B」に該当する事業については、46.6%を占めています。男女共同参画推進市民委員会を開催して、施策への市民参画を推進しました。また、防災会議委員に女性を登用するとともに、女性消防団員が活動を開始し、地域住民に親しまれています。

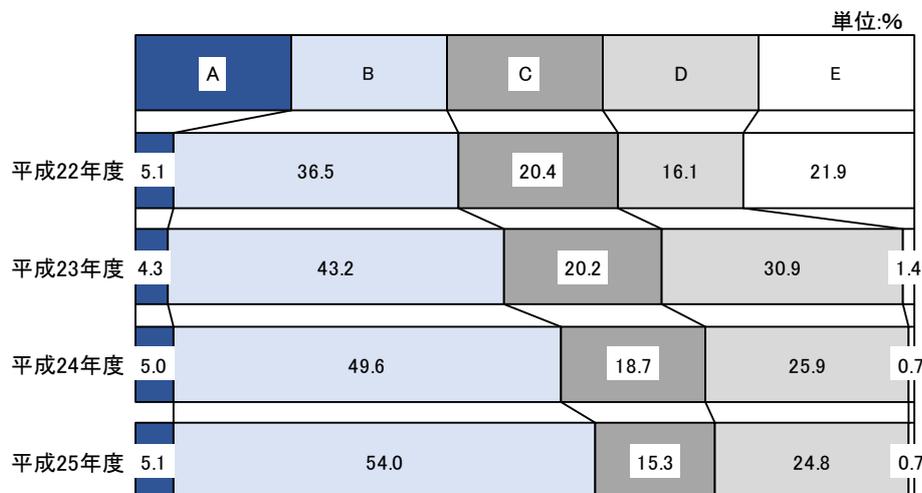
一方、「D」に該当する事業は26.7%を占めており、審議会等委員への人材登用にに向けた人材リストの作成、女性リーダーの育成については実施することができませんでした。

(2) 第二次計画の全事業の状況

平成22年度から25年度の全事業の所管課の自己評価結果を見ると、事業を実施し、成果が得られている「A」、「B」に該当する事業の数が増加しており、平成25年度には全体のほぼ6割を占めています。このことから、計画に位置付けた事業がおおむね順調に進捗しているものと考えられます。

一方、25年度時点で「D」、「E」に該当する事業が全体の3割弱を占めており、計画に位置付けたものの具体的な実施に至らなかった事業が少なくありません。本計画においては、事業の実現可能性を精査した上で、実効性の高い計画とする必要があります。

図1 第二次計画期間中の事業の進捗状況



* 小数第二位を四捨五入しているため、構成比の合計が100.0%にならない年度があります。